



日・ルクセンブルク社会保障協定



背景

> 日本からルクセンブルクに派遣される駐在員等は、現在、両国双方の年金・医療保険に強制加入
 → ①保険料の二重払い、②保険料掛け捨てが生じている。

主な内容

① 双方の制度への強制加入に伴う保険料の二重払いの解消

◆相手国に派遣される駐在員等は、その滞在期間に応じ両国の社会保障制度の適用を調整

- ◆ 5年以内：派遣元国の年金・医療保険にのみ強制加入（第7条）
- ◆ 5年超：原則派遣先国の年金・医療保険等にのみ強制加入（第6条）

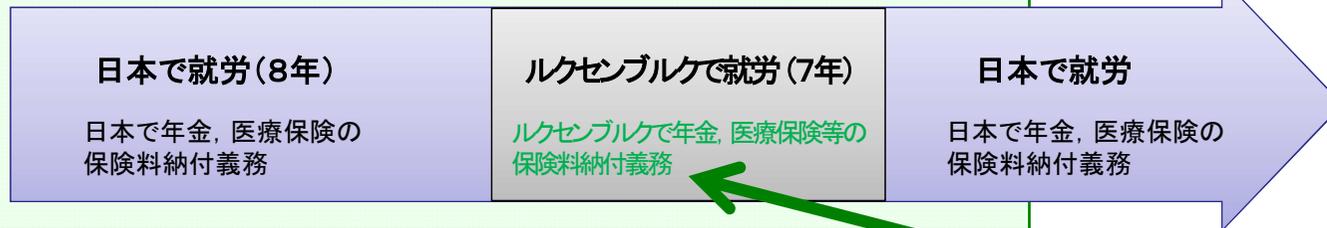
（注）ルクセンブルク側については、同国の雇用保険及び労災保険についても同様に適用が調整される。

② 派遣期間が短い場合に年金の保険料が掛け捨てとなる問題の解消

◆年金の受給資格期間を満たさない場合 ⇒ 両国の保険期間を通算（第13条）

通算した期間がそれぞれの国で受給資格期間（日本25年、ルクセンブルク10年）を満たせば、両方の国から支払った保険料に見合う分の年金を受給できるようになる。

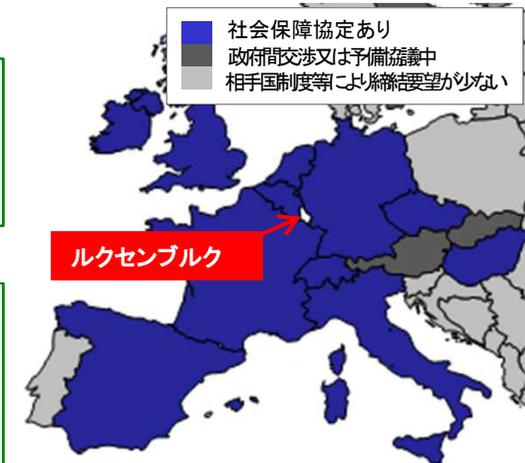
（例）



早期締結の必要性

● 協定締結による負担の軽減（経済界から強い要望あり）

⇒ 人的・経済的交流を一層促進 ※日本企業の負担軽減額は、推計約3億円/年



- 人口: 55万人(2014年)
- 一人当たりGDP: 110,423米ドル(2013年)
- 在留邦人: 553人(2013年10月)
- 進出日系企業: 23社(2013年10月)
- 進出分野: 金融分野, 製造業等

現在は、保険料を納付したにもかかわらずルクセンブルクの年金を受給できないが、本協定により、日本で保険料を納付した期間を足せば10年を超えるため、ルクセンブルクからも年金を受給できるようになる。